

22日本テント工連3号
平成22年1月28日

日本テントシート工業組合連合会
会員各位

日本テントシート工業組合連合会
理事長 石川 輝 雄



防災製品表示者認定の変更について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、総務省指示による認定業務の統一化により、今まで当連合会が認定して
いました防災製品表示者認定証の交付につきまして、財)日本防災協会が行うこと
になりましたので、以下の通りご連絡申し上げます。

記

1. 変更の内容

従来、防災製品表示者認定は、防災表示者登録（E業種）有資格者に対し、
日本テントシート工業組合連合会理事長が行ってききましたが、登録認定業務は
日本防災協会が行うことになりました。

それに伴い、防災表示者登録番号（E業種）登録問わず直接防災製品表示者
認定のみ申請ができるようになりました。（手数料は21,000円）

2. 新規の防災製品表示者認定手続きと製品ラベル交付申請について

新たに防災製品表示者認定を受ける場合は、直接日本防災協会での手続きと
なります。手続きは防災協会に問い合わせ願います。

製品ラベルの交付は従来通り、日本テント工連が交付しますので新たに防災
協会で認定を受けた事業者は認定証のコピーを添付のうえ、従来通り所定の手
続きで、日本テント工連まで申請してください。

3. 従来の防災製品表示者登録番号の取り扱いについて

現在日本テントシート工業組合連合会が認定している番号（5桁）につきま
しては、そのまま継続して使用できます。

4. その他

その他問い合わせにつきましては事務局まで願います。

以上